

審査会回答 第 4 号
平成 20 年 4 月 1 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（回答）
平成 19 年 10 月 10 日付け保指第 5058 号による意見照会について、
下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第 3 号

平成 19 年 8 月 1 日付けで異議申立人から提起された、平成 19 年 7 月
23 日付け保指第 392 号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」と
いう。）に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当で
ある。

(2) 理由

ア 本件処分に係る開示請求における、「開示請求する行政文書の件名又
は内容」欄の記載は、

「1. 国保特別調整交付金（総合保健施設に関するものが対象）の
不正受給についてわかる一切の書類（以下「請求 1」という。）

2. 国保調整交付金申請書の様式第 2 の『一般被保険者の保険料
（税）収納割合』の欄の『1 月 31 日現在（現年分）』の欄の『納期
到来分調定総額』の欄の数字が間違っているのに正しいとされてい
ることがわかる一切の書類（以下「請求 2」といい、請求 1 と請求
2 を併せて「本件請求」という。）」

というものである。

イ 実施機関は、請求 1 には、実施機関では確認できない「不正受給に
ついてわかる一切の書類」との記載があり、開示請求の趣旨を満たす
行政文書がどのような文書であるか不明であったため、平成
19 年 7 月 4 日付け保指第 333 号により異議申立人に対し、開示請
求する行政文書の件名又は内容を具体的に記載するよう補正を求めた

ところ、異議申立人から平成19年7月12日及び14日付けで補正書が送付された。

ウ 補正書に記載された内容は、「保険指導課国保指導室加藤室長が旧富山町の国保特別調整交付金で整備された総合保健施設について、旧富山町社会福祉協議会が介護保険法の訪問介護事業の事業所にするという目的外使用につき事前に口頭でやりとりがないのに口頭でやりとりをすることがあると正しくないことを言っているが、同施設を上記目的外使用することを厚生労働大臣が認めたことがわかる書類がないことがわかる一切の書類（過去の行政文書で開示していないことを明らかにした書類を含む）（(東庄町分、南房総市分（富山町分含む）、鋸南町分))）」というものであった。

エ 実施機関は、請求1の補正書には開示請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

なお、請求2については、平成19年7月4日付け保指第333号で補正を求め、さらに平成19年7月23日付け保指第391号で再度補正を求めた結果、行政文書の特定が可能となり、平成19年9月5日付け保指第509号で行政文書開示決定を行っている。

オ 当審査会で異議申立人から提出された開示請求書及び補正書を確認したところ、請求1は、国保特別調整交付金の不正受給を前提としたものと認められる。

また、補正書には、上記ウのと通りの記載がされているものの、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項第4号の「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

カ 以上のことから、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。